新型コロナウイルス感染症に係る緊急給付奨学金募集要項

東京学芸大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活において経済的に困窮する学生に対し、授業料免除制度、日本学生支援機構の給付奨学金・貸与奨学金や文部科学省・学びの継続のための緊急給付金を活用し支援するとともに、東京学芸大学基金（寄附金）の支援を受けて、大学独自の無利子貸与奨学金の創設や春学期授業料未納者への支援を順次行って参りました。

引き続き、学生生活に困窮している学生の方へ必要な支援をすべく、東京学芸大学基金（寄附金）の支援を受け、学生生活に困窮するもののこれまで支援を受けてこられなかった学生を対象とした緊急給付奨学金を創設します。

このような状況でも、勉学の継続のため、前を向いている学生のみなさんを支援させていただきたいと思います。奨学金の給付を希望する学生は以下のとおりお申し込みください。

記

１．支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入等が減少し、緊急に経済的支援が必要な本学教育学部、大学院教育学研究科、連合学校教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科に在学する学生（休学中の学生、留学生を除く）のうち、今年度（令和２年度）本学の経済支援※を受けてこられなかった学生

※　主な経済支援：授業料免除制度、日本学生支援機構給付奨学金、学芸むさしの奨学金、学びの継続のための学生支援緊急給付金　など

２．募集人数および給付奨学金の額

募集人数：１００名（予定）

給付奨学金の額：１０万円（１人１回限り）

３．申請締切および支給予定日

申請締切　令和２年１１月１６日（月）※当日の消印有効

支給日　　令和２年１２月１０日（木）または１２月２５日（金）

４．申請に必要な手続き書類及び提出方法

「申請書 兼 誓約書」「根拠資料」「債主データ登録票」を学生課４番窓口または郵送にて提出してください。

５．審査について

提出された申請書類およびこれまでの経済支援の受給状況に基づき書面審査を行います。これまで経済支援を受けてこられなかった学生が優先されます。

６．給付決定の連絡および給付方法について

給付決定者には、決定通知を学芸ポータルメッセージ（博士学生はＥメール）にてご連絡するとともに、指定の口座へ１０万円を振り込みます。

７．奨学金の返還について

次のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金の返還を求めるものとします。

（１）本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき。

（２）その他奨学生として適当でないと判断される事実があったとき。

●申請書類の郵送先

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1

東京学芸大学 学務部 学生課　緊急給付奨学金　担当

※簡易書留やレターパックライトなど記録の残る方法で郵送してください。

窓口での申請も受け付けます。

●本件に関する問合せ先

学生課学生支援係　０４２－３２９－７１８７　syougaku@u-gakugei.ac.jp